改訂履歴

・平成13年1月31日「インタフェース仕様書解説書 サービス事業所編」に対する改訂履歴

Νο.	ページ	項番	改定前	改定後
1	20 修正後 17	1.3.1 (2)	申立理由 0 6:給付管理票修正・削除	5 1:給付管理票修正

1 6	緊急時施設療養費 放射線治療
2 1	特定診療費 指導管理等
2 2	特定診療費 単純エックス線
2 3	特定診療費 リハビリテーション
2 4	特定診療費 精神科専門療法

申立理由

申立理由番号	申立理由
0 1	固定単位数に誤りがある場合
0 2	計算に誤りがある場合
0 3	給付内容に疑義がある場合
0 4	審査内容に疑義がある場合
0 5	重複して請求されている場合
5 1	給付管理票の修正
9 9	その他の再審査請求

例えば、「特定診療費 指導管理等」についての「審査内容に疑義がある場合」を申し立てる 場合には、申立事由コードに「2104」を設定する。

- (3)項番10「申立単位数(食事提供費)」に設定する値は、サービス種類またはサービス項目に対する減(増) 点後の見込みの単位数を設定する。
- (4) 再審査申立の対象にできるものは、サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス、緊急時施設療養費または特定診療費の出来高分のみであり、介護給付費給付実績の明細レコード、緊急レコード、特定レコードである。サービス計画費、食事提供費についての再審査申立は行わない。
- (5)給付管理票記載誤りの場合は、再審査申立ではなく給付管理票修正を行う。
- (6)基準該当事業者が複数のサービス種類を提供したが、あるサービス種類については、許可が下りていなかった場合で、国保連合会への連絡が遅れて審査決定された後で、再審査申立を行いたいような場合には、認可外のサービス種類分のみ再審査申立を行う。
- (7) 再審査申立の対象は、出来高分のみである。
- (8) 例えば、国保連合会において4月に再審査申立書を受け付け、5月に再審査部会が開催され、6月に再審査決定通知書が返却された場合、この再審査決定通知書の受付年月は4月、決定年月は5月となる。
- (9) 再審査部会の開催は、各連合会にて決定されるため、必ずしも当月中に審査が行われるとは限らない。 当月中に審査が行われたなかった場合には、翌月以降に持ち越される。